

# ちは広域連合だより

(平成24年1月1日現在) 千葉県人口 **6,206,334**人 (平成23年12月31日現在) 被保険者数 **578,630**人 第**12**号

後期高齢者医療制度の保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律により、2年に1度、見直すこととされています。平成24・25年度の保険料について、平成24年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会において可決され、決定されましたのでお知らせします。

## 平成24・25年度の保険料率

平成24・25年度は、医療給付費等の増加が見込まれるところですが、広域連合の保険料調整基金(剰余金)及び県が管理する財政安定化基金を活用することにより、保険料率の上昇を抑制しました。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に伴い、低中所得者層の保険料の上昇を抑制するため、賦課限度額を50万円から55万円に引き上げさせていただきました。

また、現在行っている保険料の軽減策(所得の低い方や被用者保険の被扶養者であった方への軽減策)は引き続き実施することになります。

	平成24・25年度	平成22・23年度	比較
所得割率	<b>7.29%</b>	7.29%	据え置き
均等割額	<b>37,400円</b>	37,400円	据え置き
賦課限度額	<b>550,000円</b>	500,000円	5万円引き上げ

### 【参考】賦課限度額引き上げの影響(例)

賦課の対象となる所得金額※	保険料の年額		影響額
	平成24・25年度	平成22・23年度	
6,345,705円	500,000円	500,000円	0円
6,482,885円	510,000円	500,000円	10,000円
7,031,605円	550,000円	500,000円	50,000円

※基礎控除額33万円を控除した後の金額

### 旭市・匝瑳市・東庄町・芝山町にお住まいの方の保険料率

保険料率は原則として、県内均一とされていますが、過去の医療費が県全体の平均に比べて低かったことを考慮し、段階的に均一保険料に近づけることとしています。平成24・25年度の旭市・匝瑳市・東庄町・芝山町にお住まいの方には、以下の保険料率が設定されます。

	所得割率	均等割額
旭市	6.97%	35,800円
匝瑳市	7.00%	35,900円
東庄町	6.95%	35,700円
芝山町	7.02%	36,100円



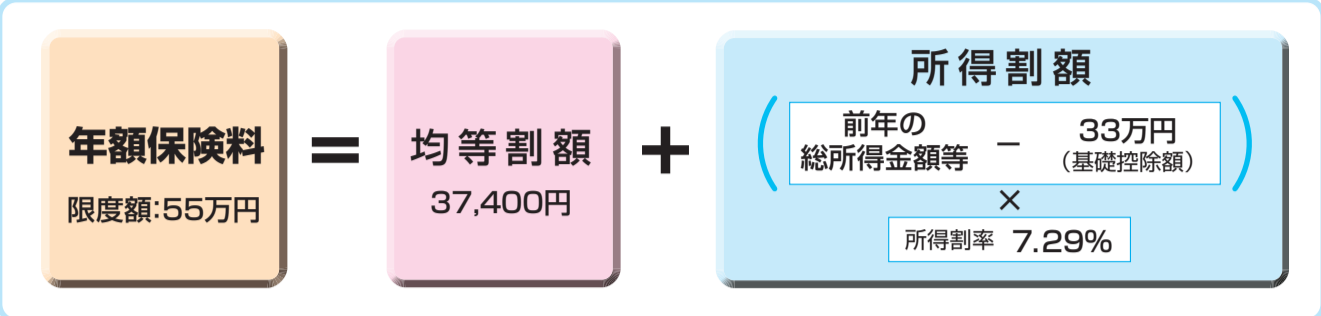
平成24年4月からの  
保険料率が決まりました!!

厳しい経済情勢のなか、保険料が増加する方には、ご負担をおかけしますが、広域連合では、引き続き制度加入者の皆さんが、安心して医療やサービスなどを受けられることができるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

特集は2~4ページに続きます

## ▶▶ 保険料の算定方法

保険料は、加入者(被保険者)全員に負担していただく「均等割額」と所得に応じて負担していただく「所得割額」を合計して、個人ごとに計算します。



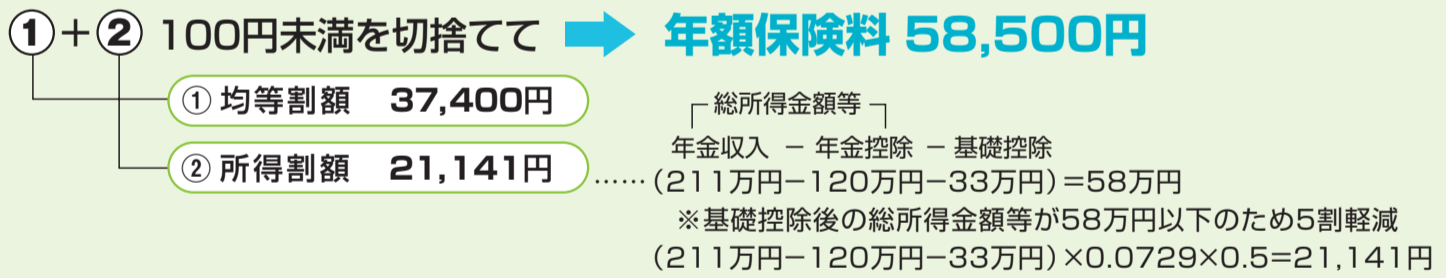
## ▶▶ 保険料のモデル例

収入ごと(公的年金収入のみの場合)の保険料は下表のとおりです。

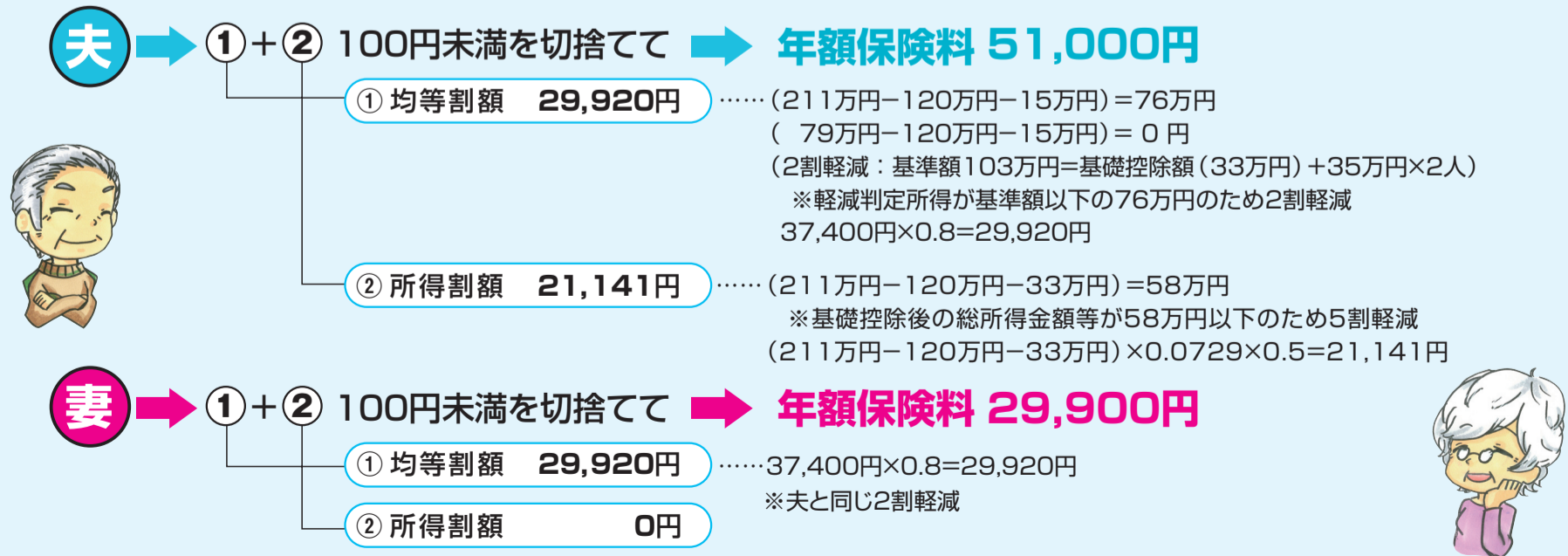
区 分		平成24・25年度 年額保険料	
保 険 料 額	単 身 世 帯	公的年金収入 80万円	3,700円
		153万円	5,600円
		168万円	11,000円
		203万円	48,100円
		211万円	58,500円 <span style="background-color: #e0f0e0;">例1</span>
	複 数 世 帯	公的年金収入 153万円	11,200円
		192万円	51,600円
		211万円	80,900円 <span style="background-color: #e0f0e0;">例2</span>
280万円		167,300円	

※複数世帯(夫婦2人世帯で共に75歳以上)の公的年金収入は夫の金額です。妻は国民年金の収入が79万円と想定し、年額保険料は夫婦それぞれの保険料を合計した額となります。

### 例1 年金収入が211万円のみ of 単身世帯の制度加入者(被保険者)



### 例2 年金収入が夫211万円、妻79万円の複数世帯の制度加入者(被保険者) 夫婦合わせて 年額保険料 80,900円



# 平成24年度の保険料の 軽減措置について

後期高齢者医療制度では、所得の低い方やこれまで保険料を自分で支払っていなかった被扶養者だった方の保険料が軽減されます。

※保険料の軽減措置の内容は平成23年度と同じです

## ● 所得の低い方の軽減

### ① 均等割額

所得が低い方は、均等割額が世帯の世帯主と制度加入者（被保険者）の所得の合計額に応じて、それぞれ、9割、8.5割、5割、2割軽減されます。

世帯主が制度加入者（被保険者）でない場合でも、その世帯主の所得が軽減判定の対象になります。



### ■ 対象・軽減内容

対象	軽減割合
<b>1</b> 【基礎控除額（33万円）+35万円×被保険者の数】を超えないとき	2割軽減
<b>2</b> 【基礎控除額（33万円）+24.5万円×被保険者の数（被保険者である世帯主を除く）】を超えないとき <small>※単身世帯は対象外</small>	5割軽減
<b>3</b> 基礎控除額（33万円）を超えないとき	8.5割軽減
8.5割軽減に該当し、世帯内の制度加入者（被保険者）全員の所得金額（公的年金の所得は控除額を80万円として計算）が0円となる世帯	9割軽減

### ② 所得割額

### ■ 対象・軽減内容

所得割額を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下（年金収入で153万円～211万円）の方は、所得割額が5割軽減されます。

## ● 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

### ■ 対象・軽減内容

後期高齢者医療制度加入の前日に、健保組合、共済組合、船員保険など被用者保険（国民健康保険及び国民健康保険組合は対象になりません）の被扶養者であった方は、所得割額はかからず、均等割額も9割軽減されます。

お問い合わせ 資格保険料課 ☎043-308-6768

## ▶▶ 保険料の納め方

年額18万円以上の年金をもらっている方は、つぎのいずれかの方法で保険料をお支払いいただきます。

### 1 2カ月ごとに払われる年金からのお支払い

後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料を合計して、年金額の半分を超える場合、納付書または口座振替でお支払いいただきます。  
 ※複数の年金を受給中の場合は、年金収入の合計額ではなく、1種類の年金額で判定しており、特別徴収される年金は、介護保険料が引かれている年金と同じものになります。

### 2 制度加入者(被保険者)、世帯主、配偶者などの口座から「口座振替」によるお支払い

口座振替を希望される方は、お住まいの市(区)町村の高齢者医療担当窓口にご相談ください。  
 世帯主、配偶者などの口座からのお支払いに変更した場合、お支払いした方の社会保険料が控除され、世帯の所得税・住民税が減額となる場合があります。

年額18万円未満の年金をもらっている方は、納付書または口座振替でお支払いいただきます。

※ほかの市町村から転入された方や75歳になられた方などは、一定期間、保険料を納付書でお支払いいただきます

## ▶▶ 医療給付費とその財源構成

医療給付費の財源は、約5割が公費、約4割が現役世代からの支援金(後期高齢者支援金)、約1割が制度加入者(被保険者)の保険料で構成されています。保険料は医療給付費を賄う貴重な財源となります。



## 平成24年度の予算の概要

**特別会計** 制度加入者の皆さんが安心して医療やサービスなどを受けられるために使われる予算です。主な収入は、保険料や現役世代からの支援金、国・県・市町村支出金です。

歳入は、主に保険料、現役世代からの支援金、国・県・市町村支出金の増加が見込まれ、昨年度に比べ、117億4,209万円増加しています。  
 歳出のおよそ98%を占める保険給付費(医療費)は、一人当たりの医療費の増加などが見込まれ、昨年度に比べ、128億5,638万円増加しています。

区 分		予 算 額	対前年度比
歳入 4,514億4,595万円	保険料	399億9,991万円	6.63%↑
	現役世代からの支援金	1,894億8,166万円	1.34%↑
	国庫支出金	1,382億 471万円	4.01%↑
	県支出金	411億2,871万円	0.43%↑
	市町村支出金	377億 616万円	3.42%↑
	その他	49億2,480万円	98.32%↑
歳出 4,514億4,595万円	保険給付費	4,428億4,070万円	2.99%↑
	保健事業費	17億1,334万円	18.54%↓
	葬祭費	16億9,635万円	0.72%↑
	審査支払手数料	10億 848万円	10.38%↓
	事務費	15億1,000万円	11.28%↓
	その他	26億7,708万円	303.70%↑

お問い合わせ 総務課 ☎043-216-5011

# Q&A よくある質問と回答

後期高齢者医療制度について皆さんから寄せられる質問と広域連合の回答をまとめました。今後も制度に関するご質問などがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

## 保険料について



質問

**保険料を納めると税金は安くなりますか。**



回答

1月1日～12月31日までに、納付された保険料は全額、その年分の所得税・住民税の控除の対象(社会保険料控除)となります。

公的年金などからの天引き(特別徴収)で納付された場合は、年金受給者の社会保険料控除として申告できます。

納付書や口座振替(普通徴収)により納付された場合は、実際に納付した方の社会保険料控除になります。



質問

**他の都道府県へ引っ越しをすると保険料はどうなりますか。**



回答

保険料は、制度加入者(被保険者)が等しく負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計額からなります。「均等割額」と「所得割率」は、各都道府県ごとに決められます。

このため、引っ越しをされた都道府県の住所地で新たに保険料が決定されますので、保険料がこれまでと同じとは限りません。



質問

**県内で別の市(区)町村に引っ越しをすると保険料はどうなりますか。**



回答

原則、県内は同じ保険料率のため、保険料額に変更はありません。ただし、旭市、匝瑳市、東庄町、芝山町へ引っ越しをする場合は、保険料額が変わります。



質問

**平成24年度の保険料の通知はいつ届きますか。**



回答

保険料は毎年7月に計算を行った後に、保険料額通知書をお送りします。年度途中(7月以降)に制度加入者(被保険者)となった方には、加入月の翌月以降にお送りします。

保険料を年金から天引き(特別徴収)されている方は、4月～8月は2月の保険料と同額を天引き(仮徴収<sup>※</sup>)します。10月～翌2月は7月に決定した保険料額から、4月～8月分を差し引いた残額を3回に分けて天引きします。

なお、7月に計算した保険料額によっては、天引きの回数が少なくなることや保険料が還付されます。

**※仮徴収とは**

保険料は前年の所得額等をもとに計算しますが、年間の保険料額は、前年の所得額等が確定する7月まで決まりません。

仮に、保険料額が決まってから天引きを開始すると、10月～翌2月の3回で徴収することになるため、1回当たりの天引き額が高くなります。1回当たりの天引き額を少なくするため、4月～8月は「仮の保険料」として、2月に天引きした金額と同額を天引きしています。



質問

**保険料を支払えない場合はどうしたらよいですか。**



回答

納付が困難な場合などは、お早めに市(区)町村の窓口にご相談してください。

災害などの特別な事情がなく保険料を滞納したときには、通常の保険証より有効期間の短い短期被保険者証が発行されます。また、特別な事情のある人を除いて滞納が1年以上続いた場合には、保険証を返還してもらい、資格証明書が交付されることがあります。

お問い合わせ 資格保険料課 ☎043-308-6768

## 東日本大震災後期高齢者医療一部負担金等免除の期間が延長となりました

震災により被災した後期高齢者医療被保険者で「東日本大震災後期高齢者医療一部負担金等免除証明書」をお持ちの方は、「免除証明書」の有効期限が「平成24年9月30日まで」(※)延長となりました。一部負担金の免除の有効期限に「平成24年2月29日まで」と記載されている「免除証明書」でも、平成24年3月1日以降も引き続き使用することができます。(入院時の食費・居住費、柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧

師、はり師、きゅう師による施術等の免除は、「平成24年2月29日まで」で終了しました。)

※東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域(警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点(ホットスポット))のすべての被保険者の方は「平成25年2月28日まで」です。

お問い合わせ お住まいの市(区)町村または資格保険料課 ☎043-308-6768

## 高額療養費

### ① 通院



質問

平成24年4月1日から、高額な外来診療を受けたときの取り扱いが変わると聞いたのですが、どうなるのですか。



回答

平成24年4月1日からは、同じ医療機関での同じ月の窓口負担が、自己負担限度額を超えた場合は、医療機関などの窓口で「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」などを提示すれば、限度額を超える分を支払う必要はなくなります。

※この制度は、保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者などで受けた保険診療が対象です。柔道整復、あんま・はり・灸・マッサージの施術などは対象外となります。

#### 【医療機関などの窓口で提示していただくもの】

- ①後期高齢者医療被保険者証
- ②後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

なお、表1の所得区分が「現役並み所得者」と「一般」の方は①のみの提示で可となります。

※②をお持ちでない方は、お住まいの市（区）町村の高齢者医療担当窓口へ申請し、交付を受けてください。なお、入院の際にも②を提示することにより食事代と一部負担金の窓口負担が軽減されます。

表1 自己負担限度額（月額）

所得区分	自己負担割合	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
現役並み所得者	3割	4万4,400円	8万100円+ (総医療費-26万7,000円)×1% ※(4万4,400円)
一般	1割	1万2,000円	4万4,400円
低所得者Ⅱ	1割	8,000円	2万4,600円
低所得者Ⅰ	1割	8,000円	1万5,000円

※（ ）内の金額は、過去12カ月に外来と入院を合わせたもの（世帯単位）の自己負担限度額を超えた支給を3回以上受け、4回目以降の支給に該当の場合に適用



質問

1カ月に複数の医療機関に通院して、合計で1万円（保険証の一部負担金の割合が1割）支払いましたが、高額療養費はいくら戻ってきますか。



回答

通院による高額療養費は、1カ月に支払った医療費のうち医療保険が適用される診察料、注射代、薬代などの自己負担額の合計と所得区分によって決まる自己負担限度額（表1の外来欄）との比較により、支給するかどうかを決定します。

#### 【例1】所得区分が「一般」の方

自己負担限度額が1万2,000円なので、  
1万円-1万2,000円=△2,000円  
→自己負担限度額内のため、高額療養費は支給されません。

#### 【例2】所得区分が「低所得者Ⅰ」の方

自己負担限度額が8,000円なので、  
1万円-8,000円=2,000円  
→自己負担限度額を超えるため、高額療養費が2,000円支給されます。

### ② 入院



質問

入院をして退院するとき10万円（一部負担金+保険外金額）を支払いました。その後、同じ月に通院をして、1万円支払いました。領収書（図1）を持っていますが、高額療養費はいくら戻ってきますか。



回答

高額療養費は、手術や薬代などの保険適用分の自己負担分が対象となり、食事代、部屋代などの保険適用外は除きます。このため、病院へ支払った総額が対象とはなりません。入院と通院をした場合は、支払った医療費の合計と上記表1（外来+入院欄）の自己負担限度額との比較により、支給するかどうかを決定します。

#### 【例】所得区分が「一般」の方

自己負担限度額が4万4,400円なので、  
4万4,400円(入院)+1万円(通院)-4万4,400円  
=1万円  
→自己負担限度額を超えるため、高額療養費が1万円支給されます。

図1 入院

保険分合計	負担率	定率負担金	一部負担金	保険外金額	消費税
45万 円	10%		4万4,400 円	5万5,600 円	
前未収金	合計請求額	今未収金	領収金額		
			10万 円		

**対象外**

保険分合計	負担率	定率負担金	一部負担金	保険外金額	消費税
10万 円	10%		1万 円	0 円	
前未収金	合計請求額	今未収金	領収金額		
			1万 円		

### 【通院・入院共通】 ● 申請

支給の対象となる方には、高額療養費のお知らせ（申請書同封）が届きますので、必要事項を記入して、お住まいの市（区）町村の高齢者医療担当窓口へ提出してください。申請は1度のみ必要で、次回該当する時は、手続きは不要で登録されている口座に自動的に振り込みます。

お問い合わせ 給付管理課 ☎043-216-5013

## 平成22年度

## 健康診査結果

平成22年度の結果をまとめましたので、  
主な内容をお知らせいたします。

## 受診率は、27.23%

健康診査の受診者は、対象となる516,873人のうち、  
140,750人で、受診率は、27.23%でした。

受診者の男女別割合では、女性が56.0%、男性は44.0%  
%でした。

※受診率は、平成23年5月31日現在の速報値によります。

## 血圧が高い方

健康診査の結果、血圧が基準値を超えた方は、64.0%  
でした。

千葉県広域連合の医療費のうち、高血圧性疾患の占め  
る割合がもっとも高く、その割合は、約1割となっています。

※基準値を超えた方とは、特定健康診査と同じ、収縮期130mmHg以  
上、拡張期85mmHg以上の方です。

## 血糖値が高い方

健康診査の結果、血糖値が基準値を超えた方は、62.2%  
%でした。

血糖値が高い状態が続くと、糖尿病のほか動脈硬化に  
よる心臓病や脳卒中などになりやすいといわれています。

※基準値を超えた方とは、特定健康診査と同じ、空腹時血糖  
100mg/dl以上、HbA1c 5.2%以上の方です。

健康診査による自己チェックの  
習慣をつけましょう

平成21年度、平成22年度と継続して受診した方は、  
73.8%でした。

健康診査は、いままでの健康状態をみたものです。

定期的に健康診査を受け、自分の体の状態を知り、現  
状維持又は悪化させないようにすることが日常生活にお  
いて重要といえます。

健康診査で発見された異常などは、放置せず、生活習  
慣を見直したり、早めに医療機関で受診したりして重症  
化を防ぎましょう。

## 健康診査を受診しましょう

年度中に1回、健康診査をお住まいの市(区)町村で受診することができます。

実施  
方法

広域連合では、健康診査の実施を市町村に委託しています。実施方法は、お住まいの市(区)町村によって  
異なりますので、市(区)町村からのお知らせ(受診の案内や広報など)を確認して、受診してください。

お問い合わせ お住まいの市(区)町村または給付管理課 ☎043-216-5013

ジェネリック医薬品(後発医薬品)  
を活用しましょう!!

## ■ジェネリック医薬品とは?

先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に販売される、先発医薬品  
と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ安価なお薬です。

## ■ジェネリック医薬品の安全性や効き目は大丈夫?

厚生労働省が厳しく審査を行い、効き目や安全性、品質など先発  
医薬品と同等であることが証明されたものだけが販売を許可されて  
います。

ジェネリック医薬品は、長い間実際に使われてきた先発医薬品と  
同等の品質が確保されており、効き目や安全性については、十分に  
検証されていると言えます。

■ジェネリック医薬品を処方してもらうにはどうしたら  
いいの?

ジェネリック医薬品を利用するには、まずはかかりつけの医師や  
薬局の薬剤師に相談をしてください。ただし、すべての先発医薬品  
に対してジェネリック医薬品が製造販売されているわけではありません。また体質などにより、  
現在服用しているお薬をジェネリック  
医薬品に切り替えられないこともあります。

ジェネリック医薬品を上手にご利用していただくことにより、皆さまの  
お薬代の軽減とともに、医療保険財政の改善につながります。ぜひ、ジェ  
ネリック医薬品のご活用をご検討下さい。

お問い合わせ 給付管理課 ☎043-216-5013

「千葉県在宅歯科医療連携室  
(電話相談窓口)」開設のお知らせ

千葉県歯科医師会では、千葉県の委託を受け、千葉  
県口腔保健センター内に平成24年1月12日(木)に  
「千葉県在宅歯科医療連携室」を設置し、相談業務を開  
始しました。

## 1 主な業務

- ①千葉県全域の住民からの在宅歯科医療に関する相談  
を受け付けます。
- ②身体の不自由な方や介護が必要で歯科医院に通院で  
きない方に近隣の訪問歯科医療が可能な歯科医院を  
紹介、派遣の手続きを行います。
- ③在宅での口腔ケアなどの研修会へ講師を派遣します。

## 2 受付時間

- ①電話での受付 **043-241-8020**  
年末年始、祝日を除く月曜から金曜の午前10時から午後4  
時まで
- ②FAXでの受付 **043-241-8218**  
365日 但し、連絡は後日になることがあります。

お問い合わせ  
社団法人 千葉県歯科医師会  
☎043-241-8020

# 第1回定例会の 議案と議決結果

- **議案第1号** 専決処分の承認を求めることについて(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例) **【原案承認】**
- **議案第2号** 後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について **【原案可決】**
- **議案第3号** 後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について **【原案可決】**
- **議案第4号** 第二次広域計画の策定について **【原案可決】**
- **議案第5号** 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について **【原案可決】**
- **議案第6号** 平成23年度一般会計補正予算(第2号) **【原案可決】**
- **議案第7号** 平成23年度特別会計補正予算(第3号) **【原案可決】**
- **議案第8号** 平成24年度一般会計予算 **【原案可決】**
- **議案第9号** 平成24年度特別会計予算 **【原案可決】**
- **請願第1号** 高齢者が安心して医療にかかるよう憲法25条と老人福祉法の「敬老の基本的理念」にそった施策を求める請願書 **【不採択】**

# 第1回千葉県広域連合議会 定例会が開催されました

2月15日に、平成24年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開催しました。定例会では、平成24年度と25年度の保険料を定める「後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」、「第二次広域計画」、「平成23年度一般・特別会計補正予算」や「平成24年度一般・特別会計予算」などが審議され、左のとおり決定しました。

一般質問には3人が登壇し、後期高齢者医療制度と広域連合行政についての質問を行いました。



審議の様子

## 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員名簿(議員定数54名)

(平成24年2月15日現在)

◎は議長	○は副議長	※市町村名は五十音順	旭市	市町村名	議員名
四街道市	野村裕	旭市	向後	悦世	
横芝光町	川島富士子	旭市	飯塚	誠	
八千代市	小林恵美子	旭市	川嶋	英之	
八街市	鯨井真佐子	旭市	竹内	清海	
茂原市	三橋弘明	旭市	秋場	博敏	
睦沢町	岡澤宏一	旭市	捧	仁滋	
南房総市	青木正孝	旭市	金丸	和史	
松戸市	田居照康	旭市	辻田	明	
船橋市	鈴木いくお	旭市	宮間	文夫	
富津市	福原敏夫	旭市	野中	真弓	
◎野田市	鈴木有	旭市	中村	俊六郎	
成田市	大倉富重雄	旭市	古川	隆史	
習志野市	帯包文雄	旭市	岩瀬	洋男	
流山市	松尾澄子	旭市	伊藤	友則	
長柄町	山根義弘	旭市	尾形	喜啓	
富里市	猪狩一郎	旭市	芝田	裕美	
東庄町	鎌形寿一	旭市	香取	友則	
東金市	早野誠	旭市	鎌ヶ谷市	伊藤	
長南町	丸敏光	旭市	香取市	友則	
長生村	関克也	旭市	勝浦市	岩瀬	
銚子市	宮川雅夫	旭市	柏市	古川	
千葉市	小川智之	旭市	御宿町	中村	
館山市	本橋亮一	旭市	大多喜町	野中	
多古町	加瀬芳廣	旭市	大網白里町	宮間	
袖ヶ浦市	遠山修	旭市	浦安市	辻田	
匝瑳市	佐瀬公夫	旭市	印西市	金丸	
白井市	幸正純治	旭市	市原市	捧	
白子町	今関勝巳	旭市	一宮町	秋場	
◎酒々井町	川口幸雄	旭市	市川市	竹内	
山武市	越川廣司	旭市	いすみ市	川嶋	
佐倉市	桐生政広	旭市	飯塚	誠	
栄町	高萩初枝	旭市	旭市	向後	
神崎町	寶田久元	旭市	旭市	悦世	
九十九里町	細田一男	旭市	旭市	悦世	
鋸南町	三国幸次	旭市	旭市	悦世	
君津市	小林喜久男	旭市	旭市	悦世	
木更津市	岡田壽彦	旭市	旭市	悦世	
鴨川市	尾形喜啓	旭市	旭市	悦世	
鎌ヶ谷市	芝田裕美	旭市	旭市	悦世	
香取市	伊藤友則	旭市	旭市	悦世	
勝浦市	岩瀬洋男	旭市	旭市	悦世	
柏市	古川隆史	旭市	旭市	悦世	
御宿町	中村俊六郎	旭市	旭市	悦世	
大多喜町	野中真弓	旭市	旭市	悦世	
大網白里町	宮間文夫	旭市	旭市	悦世	
浦安市	辻田明	旭市	旭市	悦世	
印西市	金丸和史	旭市	旭市	悦世	
市原市	捧仁滋	旭市	旭市	悦世	
一宮町	秋場博敏	旭市	旭市	悦世	
市川市	竹内清海	旭市	旭市	悦世	
いすみ市	川嶋英之	旭市	旭市	悦世	
飯塚	誠	旭市	旭市	悦世	
旭市	向後悦世	旭市	旭市	悦世	

**還付金詐欺が多発中!!**

広域連合や市(区)町村などの職員を名乗る者から、不審な電話や来訪が県内外で数多く発生しています。これらは振り込め詐欺などの犯罪につながる可能性がありますのでご注意ください。

次のことに注意してください。

- 口座番号・暗証番号などの個人情報を教えない
- 身分証、職員証などを確認する
- 名前、電話番号を聞く
- 教えられた番号に電話しない
- 最寄りの警察、広域連合またはお住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当窓口にお問い合わせる

お問い合わせ  
**総務課 ☎043-216-5011**

お問い合わせ  
**千葉県後期高齢者医療広域連合**

午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

- 保険料、被保険者の資格について 資格保険料課 ☎043-308-6768
- 保険給付、保健事業について 給付管理課 ☎043-216-5013
- 本紙について、広域連合の運営、議会について 総務課 ☎043-216-5011